

上武大学経営情報学部紀要  
第29号, 2006年12月, 33頁～50頁  
Bulletin of Faculty of  
Management Information Sciences, Jobu University  
Number 29, December 2006, Pages 33–50

〈論 文〉

〈Paper〉

## 少数株主持分の意義 －IFRS「IAS第27号」と連結財務諸表原則の比較－

Where is the sense in exhibiting minority interest?

神 納 樹 史

JINNOU Mikihito

上武大学経営情報学部, 〒370-1393 群馬県高崎市新町270-1

*Faculty of Management Information Sciences, Jobu University, Takasaki, Gunma, 370-1393, Japan*

受付 2006年10月2日

Received 2 October 2006

# 少数株主持分の意義

## －IFRS「IAS第27号」と連結財務諸表原則の比較－

神 納 樹 史

### 1. 本稿の目的

現在のわが国の連結財務諸表原則（以下、『原則』とする）において、少数株主持分は負債の部と資本の部の中間に独立の項目として表示すると規定されている（第四・九・1）。この表示方法は、国際化の影響であるとされている<sup>1</sup>。というのも、国際会計基準書第27号「連結財務諸表及び子会社に対する投資の会計処理（IAS第27号）」<sup>2</sup>においては、少数株主持分は負債の部と資本の部の中間に独立の項目として表示すると規定されていたからである（par.26）。

ところが、近年の会計基準のコンバージェンスに向け会計基準設定の業務をIASCから2001年4月に引き継いだIASBが、改善プロジェクトに取り組んだ結果、IAS第27号の名称は「連結財務諸表及び子会社に対する投資の会計処理」から「連結及び個別財務諸表」<sup>3</sup>（以下『IAS27』とする）に置き換わった。『IAS27』は、少数株主持分の表示方法を次のように規定している。「本基準書は、企業が親会社の株主資本とは別に、株主資本に連結貸借対照表の少数株主持分を表示することを要求している」（par.IN12）。このように、『IRFS』は少数株主持分を株主資本に計上することを要求している。すなわち、国際的には、少数株主持分の表示方法は変更された。これまでのわが国の『原則』改訂の経緯を踏まえると、少数株主持分の表示方法の変更は、わが国のそれにも影響を与えるものと考えられる。現在、わが国における会計基準のコンバージェンスへの取組みにおいて、少数株主持分の表示方法も議論されているからである<sup>4</sup>。

『IAS27』において、少数株主持分の表示方法が変わった背景として、『IAS27』の連結会計の考え方も変わったことが予想される。そこで、まず『IAS27』と『原則』それぞれの連結会計の考え方を明らかにする<sup>5</sup>。

#### 4.『IAS27』と『原則』の比較－少数株主持分を中心にして－

これまでの論述から、いくつかの違いがあった。

まず、連結の範囲である。『IAS27』、『原則』双方において、連結の範囲を決定するには支配の存在が欠かすことのできないものとしている。しかしながら、その「支配」の概念については、『IAS27』が企業活動からの便益を得るために、その企業の財務および営業方針を左右する力としているのに対して、『原則』では「他の会社の意思決定機関を支配している」というように表現上の違いある<sup>11</sup>。その表現上の違いが連結手続にどう影響を与えるのだろうか。

連結手続については、企業集団内の企業間の取引によって生じた債権・債務、収益・費用はすべて全額消去される点では、『IAS27』と『原則』は同じであった。しかし、親会社の投資と子会社の資本の相殺消去の処理、アップ・ストリーム取引の場合の未実現損益の消去については、違いが見られた。

まず、親会社の投資と子会社の資本の相殺消去における違いは次のとおりである。子会社の資産・負債を公正価値への評価替えの方法としては、少数株主持分に対する評価方法が異なる。『IAS27』は、少数株主持分を公正価値に評価替えするのに対して、『原則』は少数株主持分を簿価のままにする方法と公正価値に評価替えする方法の二つの方法を認めている。次に、『IAS27』は、投資と資本の消去差額についてはのれんとし、のれんの償却しないこととしている。これに対して、『原則』は、子会社の資産・負債を公正価値に評価替えするに際しては、部分時価評価法と全面時価評価法の選択適用を認めている。投資と資本の消去差額については連結調整勘定とし、連結調整勘定の償却を認めている。

次に、アップ・ストリーム取引の場合の未実現損益の消去の処理を取り上げる。既述のように『IAS27』と『原則』は、未実現損益を全額消去している点で一致している。しかしながら、未実現損益を少数株主持分に負担させるかどうかについて、『IAS27』は明らかにしていない。これに対して、『原則』は未実現損益も少数株主持分に負担させるように規定している。

親会社の投資と子会社の資本の相殺消去の処理、アップ・ストリーム取引の場合の未実現損益の消去の連結手続における違いは、既述の連結範囲でみられた支配概念の表現方法の違いと関係があるのだろうか。

『IAS27』は、支配を「企業活動からの便益を得るために、その企業の財務および営業方針を左右する力」と定義した。この定義では、支配の目的すなわち「企業活動からの便益を得る」ことを達成するために、連結集団が一つの組織体として主要な活動を行っていく必

要がある。これは、『IAS27』の連結会計の目的が、企業集団の財務情報を示すことだからである。このため、連結貸借対照表上、企業集団の活動を行うために利用可能な資産を示すこととなる。すなわち、『IAS27』の連結会計において問題になるのは企業集団の資産・負債であって、株主持分を問題にするに至っていない。また、資産・負債と親会社の株主持分と少数株主持分との結びつきを問題にするに至っていない。これに対して、『原則』については次のように考える。まず、『原則』が全面時価評価法を認めていることは、『IAS27』と同じ考え方すなわち資産・負債と親会社の株主持分と少数株主持分との結びつきを、子会社の評価に求めていない。しかしながら、他方では、『原則』は、部分時価評価法を認めている。これは、資産・負債と親会社の株主持分と少数株主持分との結びつきを、子会社の評価に求めていると考えられる。つまり、『原則』は資産・負債と株主持分との結びつきを問題にするに至らず、他方で資産・負債と株主持分の結びつきを評価に求めている。この考え方も、支配概念の表現方法との関連性があるのだろうか。『原則』は支配概念を「他の会社の意思決定機関を支配している」としている。この表現方法をふまえると、支配の対象は意思決定機関であり、その機関を構成している経営者すなわち個人であることが考えられる。すなわち、『IAS27』が、支配の対象を企業という組織を対象としていたのとでは異なる。『原則』のように支配の対象を個人とした場合、支配している側の持分と被支配側持分を考えなくてはならないことが生じる。損失が生じた場合、どちらがどれだけ負担するのかといった問題が生じるからである。すなわち、『原則』の場合、他の会社に対する持分の一部だけを取得したまま、親会社が子会社を支配している場合、支配している資産の範囲が100%であるのに対して、請求権が及ぶ範囲はそうではないとみなしているのではないだろうか。

ところで『IAS27』の連結会計の目的は、企業集団の財務情報を示すことである。この目的の下『IAS27』は、連結上、企業集団の資産・負債を計算している。つまり、企業集団の資産・負債・損益を測定するルールを確定させればよいのである。したがって、少数株主持分は負債にあてはまらないから<sup>12</sup>、持分すなわち資本となるのである。一方、『原則』は、親会社が企業集団の財政状態及び経営成績を総合的に報告することを目的とする。ここでは、二つの目的に分けられる。一つは、企業集団の財政状態及び経営成績を総合的に報告することである。二つは、その報告主体が親会社であり、主体である親会社の持分を報告することが予定されていると考えられる。つまり、『原則』は、企業集団の資産・負債の把握を親会社株主持分の測定を目的としている。企業集団の資産・利益を示すことを目的とすることは、連結損益計算書において営業利益、経常利益や税引前当期純利益に反映されている。これらの利益で示されているのは、企業集団の総額としての連結利益であるからである(連結財務諸表規則 様式第5号)。少数株主の利益は、そこから親会社株主にとっての

連結利益を算出するために利用されている。ここでは、親会社持分を測定するという目的にも結び付けようとしている。この場合、少数株主持分には独自の意味はないが、企業集団全体としての連結利益に対する一種の控除項目としての性格があると理解できるわけである。この理解は、連結貸借対照表において、少数株主持分が資本でもなく、負債でもない、中間的な項目であると説明されることになる。したがって、『原則』は、少数株主持分を、統一支配下にある企業集団を单一の組織体とみなして連結財務諸表を作成しようとすることと、親会社株主の持分を測定する最終目的とを橋渡しする役割を担うように扱っているものと思われる。このように少数株主持分を扱うことによって『原則』は、統一支配下にある企業集団を单一の組織体とみなして連結財務諸表を作成しようとするなどを、親会社株主の持分を測定するという最終目的に結びつけようとしているのである。では、『IAS27』の連結会計の方向性を探った場合、少数株主持分をどのように考えるべきなのだろうか。

既述のように、『IAS27』の連結会計の目的は、企業集団の財務情報の開示にある。この目的であれば、親会社株主持分と少数株主持分の区分表示は問題とならない。IAS第1号の損益計算書上、当期純利益(連結利益)を計算し、当期純利益(連結利益)の下で二重線が引かれている。このことから損益計算書上当期純利益(連結利益)の計算が目標となっていることが推測できる。この点では、この目的に適っている<sup>13</sup>。一方、IAS第1号の貸借対照表上、連結資本は、「親会社の株主に帰属する部分」と「少数株主持分」がそれぞれ計算された後で求められている。ここでは、親会社持分と少数株主持分を計算することが求める形式になっているのである。しかしながら、少数株主持分は、投資と資本の相殺消去により生じるものである。この生じたものをどこに計上するかという問題になったときに、既述のように少数株主持分は負債ではないからという理由で、貸借対照表上の資本に計上している。少数株主持分を資本に含める積極的な理由がない以上、資本に紛れ込ませているという表現が妥当であろう<sup>14</sup>。いずれにせよ、『IAS27』の連結会計の目的に照らせば、損益計算書のような形式を取りたかったと考えられる。つまり、『IAS27』の連結会計の方向性を探ると、少数株主持分それ自体を計上する積極的な理由は見出せないのである<sup>15</sup>。すなわち、『IAS27』の連結会計の方向性を探った場合、少数株主持分の意義が見出せなくなるのではないだろうか。

### 【引用・参考文献】

- 1 森田哲彌『連結財務諸表詳解』中央経済社、1998年。
- 2 IASCのIAS第27号については、拙著の博士論文「アメリカ連結会計の変遷に関する研究—連結基礎概念に照らして—」(一橋大学大学院商学研究科、2006年1月)を参照。
- 3 IASB, IAS27 *Consolidated and Separate Financial Statements* (December 2003.) (邦訳企業会計基準委員会『国際財務会計報告基準 (IFRSs) 2004年版』雄松堂書店、2005年。)  
『IAS27』については、次の文献も参照している。  
中央青山監査法人『国際財務報告基準ハンドブック』中央経済社、2004年。  
神戸大学IFRSプロジェクト、あづき監査法人IFRSプロジェクト『新版国際会計基準と日本の会計実務』同文館、2005年。  
アーンスト・アンド・ヤング、新日本監査法人監修訳『International GAAP2005 第3巻企業結合』雄松堂、2006年。
- 4 「パネル・ディスカッション—連結／企業結合（親会社説と経済的单一体説を中心に—）」  
『季刊会計基準』第13号 (2006年6月)。  
大澤栄子「ASBJとFASBによる第1回協議について—概念フレームワークと企業結合プロジェクトを中心にして—」『旬刊経理情報』1124号 (2006年8月10日)。
- 5 本稿では次の文献を参照している。  
川本淳『連結会計基準論』森山書店、2002年。  
武田隆二『連結財務諸表』国元書房、1987年。
- 6 Barry J. Epstein, Abbas Ali Mirza "IFRS2006", United States of America,2005.
- 7 こののれんの額は、識別可能資産・負債及び偶発負債の正味の公正価値に対する買収企業の持分割合相当額を、企業結合の原価が上回る場合の超過額であると規定されている (par.51(b))。
- 8 2005年6月に公表された「IAS27 連結財務諸表及び個別財務諸表の修正案」に関する公開草案  
(IASB, Exposure Draft of Proposed Amendments to Ias27 Consolidated and Separate Financial Statements, 2005. 以下、公開草案とする) では、少数株主持分を非支配株主持分、少数株主持分に帰属する損益を非支配持分に帰属する損益としている。  
ところで、IAS第27号では、親会社が子会社株式売却後も子会社の支配を継続して有している場合については明確にしていなかった。この公開草案では、支配が継続している場合、親会社持分の変動があっても支配が継続している間は資本取引とみなし、損益は認識しないこととしている (AV1)。

9 公開草案で示されている連結損益計算書は、それぞれ次のとおりである (p.24)。

連結損益計算書 (性質による費用分類の表示)		連結損益計算書 (機能による費用分類の表示)	
	20-2	20-1	
収益	×	×	売上高
その他の収益	×	×	売上原価
製品・仕掛品の増減高	×	×	売上総利益
資産計上された自家製造高	×	×	その他の利益
原材料および消耗品費	×	×	販売費
人件費	×	×	一般管理費
減価および減耗償却費	×	×	その他の費用
有形固定資産修繕費	×	×	金融費用
その他の費用	×	×	関連会社利益の持分
金融費用	×	×	税引前利益
関連会社利益への持分	×	×	法人税
税引前利益	×	×	当期利益
法人税	×	×	利益の帰属：
税引後利益	×	×	親会社株主持分
親会社株主持分	×	×	非支配持分
非支配持分	×	×	
	×	×	

10 IAS1の連結貸借対照表は、次のとおりである。もっとも、IAS27では、「本基準書は、企業が親会社の株主資本とは別に、株主資本に連結貸借対照表の少数株主持分を表示することを要求している」(par.IN12)と規定し、連結貸借対照表に株主資本という表示項目があるかのようである。しかしながら、次に示した連結貸借対照表では、IAS1において株主資本という項目はない。ここでIAS27との整合性が問題になるだろう。

貸借対照表					
	20-2	20-1		20-2	20-1
<b>資産</b>	<b>資本及び負債</b>				
非流動資産	親会社の株主に帰属する持分				
有形固定資産	株式資本				
のれん	×	×	その他の留保金	×	×
その他無形資産	×	×	利益剰余金	×	×
関連会社投資	×	×		×	×
売却目的の投資	×	×	少数株主持分	×	×
	—	—		—	—
流動資産	資本合計				
棚卸資産	×	×		×	×
営業債権	×	×	非流動負債		
その他の流動資産	×	×	長期借入金	×	×
現金及び現金同等物	×	×	繰延税金	×	×
	—	—	長期引当金	×	×
<b>資産合計</b>	<b>×</b>	<b>×</b>	<b>非流動負債合計</b>	<b>×</b>	<b>×</b>
	流動負債				
	営業債務その他の未払勘定				
	短期借入金				
	1年内返済予定長期借入金				
	当期未払税金				
	短期引当金				
	流動負債合計				
	<b>資本及び負債合計</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>

11 連結の範囲除外規定については、『IAS27』も『原則』も、支配が一時的であると認められる会社を連結の範囲から除いている。『IAS27』においては(a)取得後12ヶ月以内に処分するつもりで子会社を取得し保有していることから支配が一時的であり、(b)経営者が積極的に買い手を探している、という証拠が存在する子会社を連結の範囲から除外する(par.16)というように、具体的な判断基準を定めている。これに対して『原則』では、ここまで具体的な指針は示されていない(第三・一4(1))。逆に、『原則』は、連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある会社の連結範囲からの除外の強制や(第三・一4(2))、小規模会社の連結の範囲からの除外の許容(注解6)を定めているけれども、『IAS27』にはこれに相当する規定がない。

連結の範囲から除かれた非連結子会社の取扱いは、『IAS27』と『原則』の間で異なる。日連結子会社に対する投資について、『IAS27』は売買目的有価証券に分類してIAS39に従って評価することを要

求しているのに対して (par.16)、『原則』では持分法が適用される (『原則』第四・八1、「連結財務諸表規則10条」)。460~461ページ。

12 「IAS27」は少数株主持分の表示方法の根拠を「子会社の純資産に対する少数株主の持分の存在は企業集団の現在の債務を生じさせるものではなく、その決済により企業集団からなお経済的便益の流出が予想される」(BC25) と規定している。

少数株主持分が負債ではないというのは、「パネル・ディスカッションー連結／企業結合（親会社説と経済的单一体説を中心にー）」において、パトリシア・L・オマリー氏が述べている。「本質的な考え方とは、少数株主持分は負債ではないということです。資産、負債、equityの3つの選択しかなく、資産、負債でなければequityとなります。少数株主持分をequityに分類することは、もはや避けられない」と我々は考えております」(p.62)。

13 IAS第1号において損益計算書は次のとおり示されている。

連結損益計算書			
(性質による費用分類の表示)			
	20-2	20-1	
収益	×	×	収益
その他の収益	×	×	売上原価
製品及び仕掛品棚卸高の増減	(×)	×	売上総利益
自社製造資産	×	×	その他の収益
原材料及び消耗品使用高	(×)	(×)	販売費
退職給付費用	(×)	(×)	一般管理費
減価償却費	(×)	(×)	その他の費用
有形固定資産の減損	(×)	(×)	金融費用
その他の営業費用	(×)	(×)	関連会社の利益に対する持分
金融費用	(×)	(×)	税引前利益
関連会社の利益に対する持分	×	×	税金費用
税引前利益	×	×	当期利益
税金費用	(×)	(×)	
当期利益	—	—	
帰属：			
親会社の株主			×
少数株主			×
帰属			
親会社の株主	×	×	—
	—	—	—
非支配持分	—	—	—

14 連結資本に少数株主持分を計上することを提倡したムーニッツは「少数株主持分に割当てられた金額の大きさが連結資本の中で果たす役割は、支配持分 (controlling interest) の大きさが過大表示されるのを防ぐという点にある」と述べている (Maurice Moonitz, "The entity theory of Consolidated Statements", Brooklyn, 1951, pp.78. (邦訳 片野一郎監閱、白鳥庄之助訳注『ムーニッツ連結財務諸表論』同文館、1962年、154頁参照))。ムーニッツは、少数株主持分は連結資産・負債・資本それぞれの大きさの決定に対しては影響は及ぼすべきではないとしている (Ibid., p.76. (前掲訳書148頁参照))。しかしながら、少数株主持分には既述の機能があるので、支配持分を正しく計算するためには少数株主持分を表示しなければならないとしている。

15 親会社株主持分とともに少数株主持分を資本の部に表示する根拠として、少数株主持分も親会社株主持分とともに企業集団の出資者ということがしばしば挙げられる（例えば、FASB,Discussion Memorandum, An Analysis of Issues Related to Consolidation Policy and Procedures (September 10,1991), par.63）。『IAS27』にはこうした根拠が見当たらない。すなわち、『IAS27』は、少数株主持分を資本の部に表示する積極的な根拠付けを行っていないのである。

(付記)

本稿は、一橋大学大学院教授新田忠誓先生が主催されている研究会での報告に修正・加筆したものである。研究会に参加されている方々に謝意を記す。